

「今後の歯科健康診断の在り方に関する課題について」

学校における健康診断は、疾病をスクリーニングするという役割と、学校の健康課題を明らかにすることにより健康教育および保健指導に役立てるという大きく二つの役割があります。歯科健康診断も同様の役割を目的としてきました。歯科健康診断実施前後の児童生徒の健康情報は、次年度の課題となり保健計画に生かされて、歯・口の健康づくりとしての歯のみがき方や食べ物の食べ方などの健康教育や保健指導に活用されてきました。また、次年度以降の健康診断結果に基づいて健康教育や保健指導の評価が行われるなど、保健管理としての健康診断と保健教育は、車の両輪のごとく学校歯科保健活動において組織的、計画的に展開されてきました。過去の文部科学省委託の「むし歯予防推進校」、「歯・口の健康づくり推進指定校」、そして現在の「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進指定校」に引き継がれ、これら事業の成果のとして、「子どものむし歯の減少」に貢献してきたばかりではなく、文部科学省学校歯科保健参考資料に述べられているように、子どもの健康増進に対する意識の変容のみならず、人間性の陶冶や生きる力の向上に寄与してきました。

歯科保健の健康教育や保健指導は、健康状態を自ら確認出来るなどの健康題材としての利点を生かしながら児童生徒の自己管理能力を育てること、また子どもの歯と口の健康づくりを通して保護者と子どもが共有することにより、家庭での生活習慣を含む健康教育に重要な役割を果たすなど、学校関係者からも高い評価を受けています。

しかし一方で、歯科健康診断の実施方法や事後措置には幾つかの課題があることも指摘されています。平成 7 年度に導入された歯科健康診断項目数の増加、検診項目の三区分化等の複雑化に伴い、検診者の間に判定上の齟齬がみられるようになりました。特に要精検・要治療の児童生徒が地域の歯科医療機関に受診したとき、それぞれの検診者の考え方の不一致などによって、スクリーニング結果の理解に乖離がみられ、受診する子どもや保護者の不安や苦情が生じていることもあります。このことに関連して、日本学校歯科医会の「学校での歯科健康診断の評価に関する検討委員会」が行った調査および学校保健会の「今後の健康診断の在り方に関する調査」によっても、幾つかの課題があることが明らかにされました。

現在、文部科学省が「今後の健康診断の在り方等に関する検討会」を進めていることを踏まえて、日本学校歯科医会は「学校での歯科健康診断と事後措置に関するワーキンググループ」を設置し、今後の歯科健康診断と事後措置の在り方と課題について検討を進めています。

歯科健康診断の課題となる項目とその要旨については、以下のとおりです。

1、「保健調査」の内容および活用の充実

健康診断は、発育の旺盛な時期での横断的な健康状況を、時間的制約を受けながらスクリーニング診査するという限界があります。そこで、これを補完するものとして学校関係

者及び保護者による日常の健康観察と健康診断前に家庭を通じて調査される保健調査の情報があります。特に保健調査は、健康診断に限らず事後措置としての健康相談や保健教育にも重要な役割を担うものであるため、その情報は学校で整理され、健康診断前に学校歯科医に情報提供されることが望まれます。しかし実態調査によると、保健調査の存在を知らない、健康診断前に情報提供されないなど、その情報が十分活用されているとは言い難い状況です。そこで、歯科健康診断では、以下に例として記した内容等を追加あるいは活用するなど現状の項目を見直し歯科独自の保健調査を作成し、その充実を図ることが必要です。

例1：歯科健康診断を目的にした保健調査票の追加一添付保健調査票

例2：セルフチェックの活用（集団的な健康教育あるいは保健指導に活用しやすい健康状況・生活習慣を重視した様式・別称保健教育型保健調査）

一第6回検討会資料参照

2. 健康相談および個別保健指導の再認識と実施の周知徹底

健康相談には、保健管理上と健康教育上の二つの意義があります。特に歯科健康診断の事後措置として行なわれる健康相談では、例えば“歯列・咬合、顎関節診査”の判定で「要観察」および「要精検」の対象児・保護者と学校歯科医が相互理解を深めるための健康相談が重要です。特に「要精検」と判定された対象児・保護者には、歯列咬合に対する意識や歯科医療制度などを説明し確認を行ったうえで事後措置として判定を見直すこともあり得ます。そのためには、健康診断および事後措置の実施の流れを変えてみることも必要になります（図1）。すなわち、健康相談を通じての個別保健指導がとくに重要になります。

一方、歯・口の健康づくりとしての課題も多様化・深刻化しており、これに対応していくには、集団的な健康教育に限らず、健康相談を通じて個別保健指導を行うことが必要になってきます。学校歯科医生涯研修などで「健康相談および個別指導」を啓発し、実施に向け周知徹底を図ることが必要です。

3. 口腔軟組織等の診査の重視

近年の口腔機能の低下が指摘される時代にあつて、学校での健康教育や保健指導を通じて、摂食・嚥下や発語など、口腔の機能の育成・支援を行うことが必要になっています。特に舌や口唇の機能に影響する小帯付着位置の異常があると舌や口唇の機能等に、また先天性欠如歯等があると咀嚼機能にも影響します。

しかし、現在の歯科健康診断では歯の検診項目に重点が置かれており、口腔の軟組織の異常には十分注視されていません。この点を改善する方法の一つとして、その他の診査項目の所見欄に、口腔の機能に関係する口腔軟組織疾患・異常、萌出遅延歯などの項目を意識して診査するため、具体例として列挙する必要があります。

なお、学校保健安全法施行規則による学校歯科医の職務執行の準則第 23 条四には、「法第 13 条の健康診断のうち歯の検査に従事すること」と記載されており、改善が必要です。それによって子どもの生涯にわたる健康状況の改善にもつながると考えています。

4. 健康診断結果の通知法の統一化と徹底

学校においては、法第 6 条第 1 項の健康診断を行ったときは、21 日以内にその結果を見学児童、またはその保護者に通知するとともに、要観察歯（CO）および歯周疾患要観察者（GO）には保健管理や保健指導を通じて適切な対応をとらねばなりません。個別あるいは集団での保健指導を必要とする場合には、学校保健安全計画に位置付けて指導を進める必要があります。疾病または異常があり、その治療を受ける必要がある場合は、その旨を指示する事は言うまでもありません。

一方、健康診断結果の通知の実情については、学校保健会の全国調査によると「要精検・要治療者のみ通知する」が小学校で 35.7%、中学校で 36.8%とされており、「全員に通知する」が 5 割弱になっています。また、要観察の対象児、異常の無い者には健康診断結果が通知されていない可能性があります。特に CO、GO 等引き続き観察を必要とする対象児は、家庭での保護者の理解と協力が必要です。健康診断マニュアル（改訂版）の結果の通知例に示されているように、健全者をはじめ、全ての判定区分者に対して結果の通知を行うべきです。さらに、通知票は健康診断の診査項目の区分ごとに、診査内容の説明と注意すべき事項を記載した健康診断の結果と受診の勧めが記載された全国統一した通知票を用いる事を希望いたします。

5. CO、GO 導入の理念・目的の周知

不適切な生活習慣が深く関与している CO（要観察歯）と GO（歯周疾患要観察者）は、事後措置において子どもたち自身が経過を観察することが出来るため、自律的健康づくりを学習する健康教育の教材として優れています。CO、GO は、平成 6 年の学校保健法施行規則の一部改正により導入され、学校において経過観察を行い、これを教材として子どもたちに保健指導などの健康教育を行うことを目的としています。一方、日本学校歯科医会は平成 14 年の通知により、CO の検出は従来の探針を使用する方法ではなく、色の変化によって行うこととしました。しかし、学校歯科医間およびかかりつけ歯科医間に検出上の齟齬が生じており、地域によっては CO の大半が要精検あるいは治療勧告の対象としているようです。

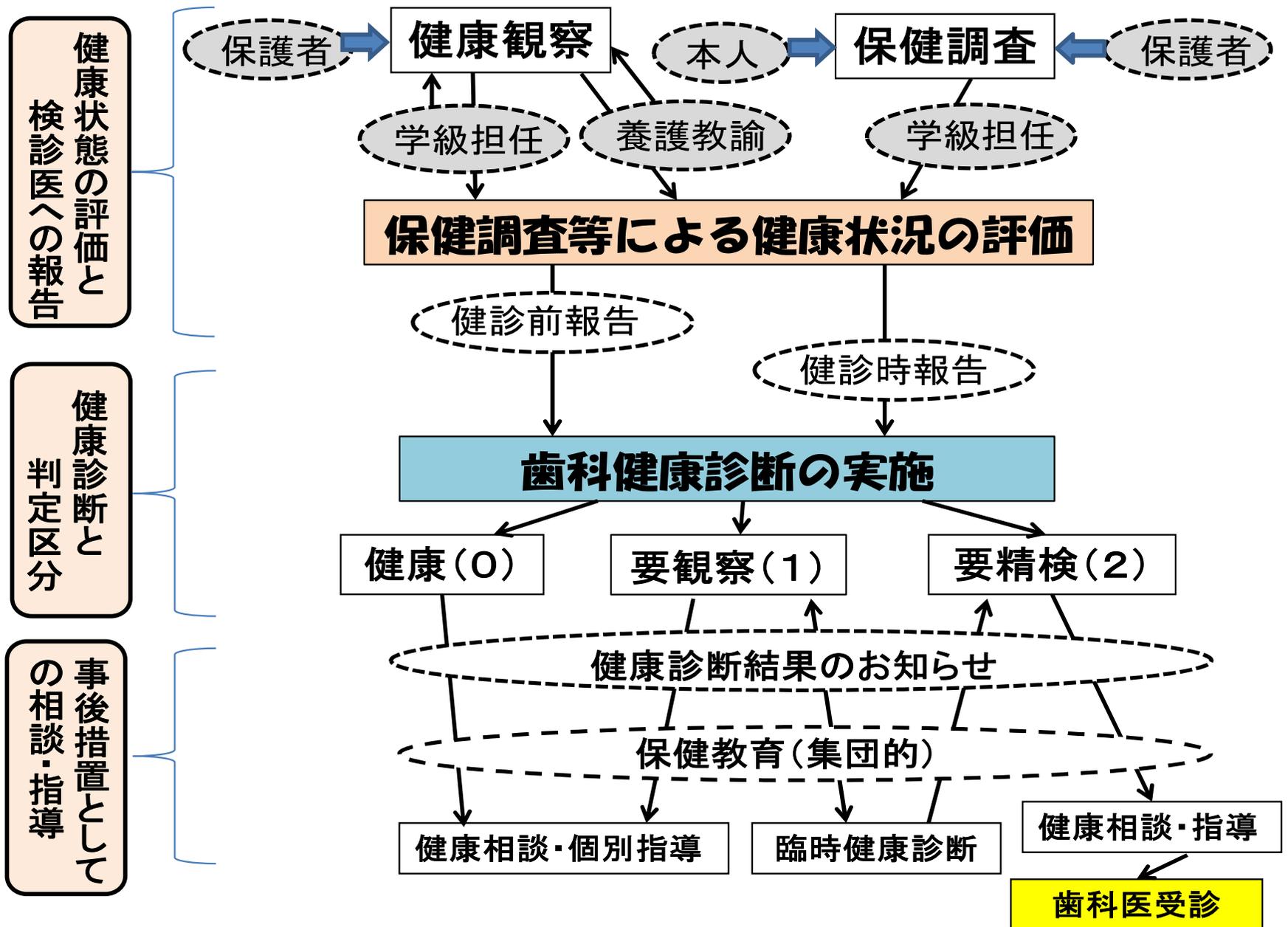
学校歯科医および学校関係者は、基本的には CO と GO を学校での事後措置として保健計画に加え、保健教育、保健管理のなかに展開すべきです。また、適切な時期に臨時的健康診断を行い、経過観察を行うことが望ましいと思います。CO、GO の導入の理念・目的を周知徹底する必要があります。

平成25年10月24日

社団法人日本学校歯科医会

学校での歯科健康診断と事後措置に関するワーキンググループ

図1 歯科健康診断のフロー図



健康相談・個別保健指導は養護教諭と学校歯科医との連携による

健康状態の評価と
検診医への報告

健康診断と
判定区分

事後措置として
の相談・指導

歯科健康診断の保健調査

あてはまるものがあれば、○印をつけてください。または、気になること心配なことを書いてください。
(保護者の方もみてあげてください)。

1. 食べ物をかむと痛い歯や水にしみる歯がある。
2. 歯みがきをしたとき歯ぐきから血が出ることもある。
3. 口のおいが気になる。
4. 口を大きく開けるとときあごの関節が痛む。
5. あごの関節で音がする。
6. 発音で気になる事がある。
7. 口の中の粘膜に口内炎などが出来やすい。
8. 歯並びかみ合わせが気になり心配なところがある。
9. あなたは(本人)歯並びやかみ合わせで治療したい。
10. 保護者もお子さんの歯並びやかみ合わせが気になる、相談したい。
11. 食べ物でかみにくいものがある。
12. 以下の口に関係するクセや姿勢(しせい)がみられますか。(みられるときは○印をつけてください)

- | |
|--|
| <p>()爪をかむ。 ()指をしゃぶる。 ()頬づえをつく。</p> <p>()口をよく開けている。 ()食べ物をのみ込むときなどよく舌を出す。</p> <p>()歯ぎしりをする。</p> |
|--|